

公有財産の所管及び分掌の特例に関する規則及び出納員その他の会計職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第31号

公有財産の所管及び分掌の特例に関する規則及び出納員その他の会計職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則  
(公有財産の所管及び分掌の特例に関する規則の一部改正)

第1条 公有財産の所管及び分掌の特例に関する規則(昭和39年岩手県規則第41号)の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表第3(第3条関係)			別表第3(第3条関係)		
合同庁舎等の名称	出先機関等	管理を分掌する者	合同庁舎等の名称	出先機関等	管理を分掌する者
盛岡地区	<u>国体・障がい者スポーツ大会局</u>	[略]	盛岡地区	<u>総務部総務事務センター</u>	[略]
合同庁舎	[略]		合同庁舎	[略]	
[略]		[略]	[略]		[略]
花巻地区	[略]		花巻地区	[略]	
合同庁舎	県南広域振興局土木部花巻土木センター  岩手県中部保健所 [略]		合同庁舎	県南広域振興局土木部花巻土木センター  <u>県南広域振興局花巻審査指導監</u> 岩手県中部保健所 [略]	
[略]			[略]		
一関地区	[略]		一関地区	[略]	
合同庁舎	県南広域振興局土木部一関土木センター  岩手県一関保健所 [略]		合同庁舎	県南広域振興局土木部一関土木センター  <u>県南広域振興局一関審査指導監</u> 岩手県一関保健所 [略]	
[略]			[略]		
[略]		[略]	[略]		[略]
宮古地区	[略]		宮古地区	[略]	
合同庁舎	沿岸広域振興局土木部宮古土木センター  岩手県宮古保健所 [略]		合同庁舎	沿岸広域振興局土木部宮古土木センター  <u>沿岸広域振興局宮古審査指導監</u> 岩手県宮古保健所 [略]	
[略]			[略]		
大船渡地区	[略]		大船渡地区	[略]	
合同庁舎	沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター		合同庁舎	沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター	

	岩手県大船渡保健所 [略]		<u>沿岸広域振興局大船渡審査指導監</u> 岩手県大船渡保健所 [略]	
[略]		[略]	[略]	[略]
二戸地区 合同庁舎	[略] 県北広域振興局土木部二戸土木センター  岩手県二戸保健所 [略]		[略] 県北広域振興局土木部二戸土木センター <u>県北広域振興局二戸審査指導監</u> 岩手県二戸保健所 [略]	

備考 改正部分は、下線の部分である。

(出納員その他の会計職員の職の設置等に関する規則の一部改正)

第2条 出納員その他の会計職員の職の設置等に関する規則(昭和61年岩手県規則第23号)の一部を次のように改正する。

改正前				改正後				
(会計員の設置等)				(会計員の設置等)				
第5条 総務部総務事務センター及び出納局並びに <u>広域振興局経営企画部の支出入札課(盛岡広域振興局経営企画部にあっては、支出審査課及び入札課)及び地域振興センター支出入札課並びに広域振興局総務部の経理課、支出審査課及び入札課</u> に会計員を置き、主任主査、主査、主査行政専門員、主任、主任行政専門員、主任主事、主事及び行政専門員の職にある者をもって充てる。				第5条 総務部総務事務センター及び出納局並びに <u>広域振興局審査指導監</u> に会計員を置き、 <u>特命課長</u> 、主任主査、主査、主査行政専門員、主任、主任行政専門員、主任主事、主事及び行政専門員の職にある者をもって充てる。				
別表第1(第2条-第4条関係)				別表第1(第2条-第4条関係)				
		組 織				組 織		
知事 の事 務部 局	本庁	[略]		[略]		[略]		
		政策地域部	[略]	政策地域部	[略]			
		環境生活部	[略]	<u>文化スポーツ部</u>	<u>文化スポーツ企画室</u>	管理課長		
		[略]		環境生活部	[略]			
		復興局	[略]	[略]	[略]			
		<u>国体・障がい者スポーツ大会局</u>	総務課	総括課長	復興局	[略]		
		出納局	[略]	出納局	[略]			
	出先 機関	広域 振興 局	盛岡広 域振興 局	[略]	出先 機関	広域 振興 局	盛岡広 域振興 局	[略]
			土木部	[略]	土木部	[略]		
			[略]		[略]		審査指導監	審査指導監

[略]	県南広域振興局	[略]	
		土木部	[略]
		[略]	
		[略]	
		[略]	
		[略]	
	沿岸広域振興局	[略]	
		土木部	[略]
		[略]	
		[略]	
		[略]	
		[略]	
県北広域振興局	[略]		
	土木部	[略]	
	[略]		
	[略]		
	[略]		
	[略]		
[略]			
[略]			

別表第2 (第3条関係)

組 織		職 等	
知事	[略]		
の事務 部 局	出先 機関	広域 振興 局	盛岡広域振興局 経営企画部 [略] 支出審査課長 入札課長
			[略]
			土木部 [略]
			県南広域振興局 総務部 [略] 経理課長 支出審査課長 入札課長
			総務センター 入札課長 [略]
			[略]
		土木部 [略] [略]	
		沿岸広域振興局 [略] 土木部 [略] [略]	
		県北広域振興局 [略] 土木部 [略] [略]	

[略]	県南広域振興局	[略]	
		土木部	[略]
		[略]	
		審査指導監	審査指導監
		[略]	
		[略]	
	沿岸広域振興局	[略]	
		土木部	[略]
		[略]	
		審査指導監	審査指導監
		[略]	
		[略]	
県北広域振興局	[略]		
	土木部	[略]	
	[略]		
	審査指導監	審査指導監	
	[略]		
	[略]		
[略]			
[略]			

別表第2 (第3条関係)

組 織		職 等	
知事	[略]		
の事務 部 局	出先 機関	広域 振興 局	盛岡広域振興局 経営企画部 [略] 支出入札課長
			[略]
			土木部 [略]
			審査指導監 別に命ずる職員
			県南広域振興局 総務部 [略] 支出入札課長
			総務センター 支出入札課長 [略]
		[略]	
		土木部 [略] [略]	
		沿岸広域振興局 [略] 土木部 [略] [略]	
		県北広域振興局 [略] 土木部 [略] [略]	

								審査指導監	別に命ずる職員
		[略]						[略]	
[略]								[略]	

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。